

文化審議会著作権分科会  
私的録音録画小委員会  
中間整理 概要

平成19年10月12日(金)

文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会

## 1. 私的録音録画問題に関するこれまでの経緯等(はじめに・第1章関係)

### (1) 私的使用のための複製(第30条)の適用範囲の変遷

- 現行法制定時(昭和45年)、「私的使用の目的」及び「使用する者が複製」を要件として無許諾無償の複製を認める。
- その後、店頭等に設置された高速ダビング機で行う私的複製(昭和59年)、技術的保護手段の回避による私的複製(平成11年)を除外。

### (2) 私的録音録画補償金制度の制定(平成4年)

- 録音録画機器等の開発・普及により私的録音録画が広く行われるようになり、著作者、実演家、レコード製作者の経済的利益が不当に害されていることから、平成4年の著作権法改正により、デジタル録音録画機器及び記録媒体から補償金を徴収するという補償金制度を導入。

### (3) 文化審議会著作権分科会における検討(平成18年1月報告書公表)

- 同分科会に設けられた法制問題小委員会において、ハードディスク内蔵型機器等の追加指定、パソコン等の汎用機器等の取扱い、政令による対象機器等の個別指定方式の見直しについて検討したが、結論は出ず、私的録音録画や補償金制度に関する抜本的な見直しが必要とされた。

### (4) 私的録音録画小委員会における抜本の見直し(平成18、19年)と中間整理

- 平成18年4月より文化審議会著作権分科会において新たに設けられた私的録音録画小委員会において検討し、中間整理をまとめた。

#### 【中間整理の性格】

私的録音録画問題の解決方策について一定の結論を記述したものではなく、これまでの議論から対応策に対する基本的考え方と委員間の合意の形成の状況とその論点についてまとめたものである。

## 2. 検討結果(第7章関係)

### 2-1. 基本的視点(第1節関係)

(1) 現行の補償金制度は長い間の議論を経て、国際的な動向も考慮しながら、関係者の合意の上に設けられたものであるが時代の変化等にあわせて見直しを行うこと

- 補償金制度は昭和52年から14年もの議論の結果導入されたものであり、制度導入時(平成4年)以降の技術の発達等による事情の変化や、制度の運用状況、最近の国際的な動向を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきは見直し、維持すべきは維持し、現在の状況に合致したものとすること

(2) 文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)で示された課題に留意すること

- 同報告書においては、「私的録音・録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべきである」と提言し、現行制度に関して多くの課題を指摘

(3) 私的録音録画問題を巡る時代の変化等にあわせた基本的視点を踏まえること

- 本小委員会として、(1)及び(2)に加え、次の視点を重視
  - ア 私的録音録画により音楽・映像等を楽しむのは社会に定着した現象であり、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用を妨げないよう配慮すべきこと
  - イ 著作権保護技術や音楽・映像ビジネスの新たな展開など、制度導入以降の新たな状況の変化との関係を十分考慮すべきこと
  - ウ 仮に補償金制度を維持する場合でも、その内容は、できる限り公正かつ合理的な制度を目指すとともに、今後の利用実態の変化との関係における補償金制度の位置づけをできるだけ明確にすること

## 2-2. 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて(第2節関係)

### (1) 権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態

#### ① 基本的考え方

複製技術の開発・普及に伴い、立法当初予想していない実態が生じた場合、見直しは当然。

#### ② 違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画

- ファイル交換ソフトの利用や、携帯電話向け音楽の違法サイトからのダウンロード(ストリーミング配信は対象外)が、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害。
- 以下のような理由から、第30条の適用除外が適当であるとする意見が大勢であった。

- ・通常の利用を妨げる利用形態であり、権利者側としては容認できる利用形態ではない
- ・利用秩序の変更を伴うが、違法サイト等からの複製は違法という秩序は利用者にも受け入れられやすい
- ・違法サイト等の利用が抑制される等、違法サイト等の対策により効果があると思われる
- ・違法サイト等が減少すれば録音録画実態も減少するため、違法状態が放置されることにはならない

- ただし、利用者保護の観点から ①違法録音録画物や違法サイトと承知の上で行う場合等に限定。  
②罰則はなし。
- なお、送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であって、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対だという意見があった。

(参考) 諸外国における同様の方向の法改正・司法判断  
ドイツ(03年)、フランス(06年)、スペイン(06年)等:法改正 アメリカ:高裁で違法判決(01年)

#### ③ 他人から借りた音楽CDからの私的録音

- 違法状態が放置されるだけであることから、第30条の適用範囲からの除外については慎重な意見が大勢であった。

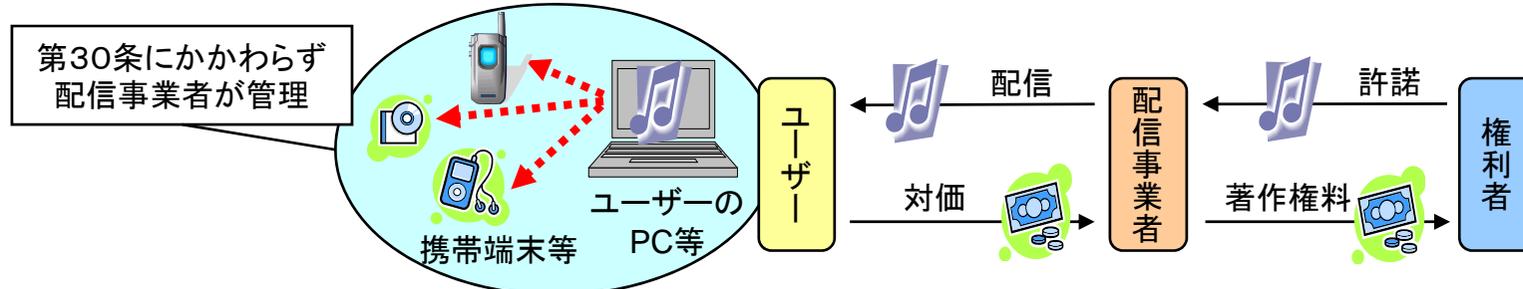
## 2-2. 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて(第2節関係)

(2) 音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性がある利用形態

### ① 基本的考え方

- 著作権保護技術と契約の組み合わせ等により一定の管理下においてこれを許容しているような実態がある利用形態では、著作物等の提供者との契約により録音録画の対価を確保することは可能であり、第30条の適用除外としても利用秩序に混乱は生じないと考えられる。
- ただし、権利者と利用者が直接契約できない現状から、利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような形態に限定する。

### ② 適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画



- 配信事業の実態から、第30条の適用範囲から除外することが適当であるという意見が大勢であった。
- また、第30条の適用除外とすることで、文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)において指摘されている著作権料と補償金の二重取りの懸念が解消されることに留意。

### ③ レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画

- 契約により私的録音録画の対価が徴収されている実態は確認できなかった。
- 利用者から私的録音録画の対価を徴収するような契約体系へ変更することは困難であることなどから、これらの利用形態を第30条の適用除外とすることについては慎重な意見が多かった。

## 2-3. 補償の必要性について(第3節関係)

### (1) 権利者が被る経済的不利益

- 現行補償金制度導入時に考え方は示されているが、改めて再整理。
- 様々な意見を踏まえ、法律的な視点から次の2点に整理。

① 私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方

② 権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方

### (2) 著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係

- 著作権保護技術により録音録画回数に一定の制限があるものの、その範囲内の録音録画は認める場合について、どのような場合に経済的不利益が生じるかについては、次の意見に分かれており一致を見ていない。

① 著作権保護技術によって通常の利用者が必要とする第30条の範囲内の録音録画ができるのであれば(1)の基準に戻って権利者の経済的利益及び補償の必要性は判断すべきであるという意見

- 利用者は通常必要とする範囲の録音録画を第30条に基づき行うことができるのであれば、原則として、補償措置が不要という議論に直ちにつながるものではない。また、現状では権利者が主体的かつ自由に著作権保護技術を選択できる場合は少ないので、著作権保護技術が施されていれば直ちに権利者は補償を求めるべきでないとするのは不適切である。

② 権利者は提供された著作物等がどのような範囲で録音録画されるかを承知の上(著作権保護技術の内容により想定できる)で提供しているので、重大な経済的不利益はなく、補償の必要性はないとする意見

- 著作物等が暗号化された上で録音録画されているパッケージ商品、デジタル放送、ネット配信サービスなどは、著作権保護技術により利用者の録音録画が想定されており、また当該信号等は権利者の意思に従い付されているので、録音録画の制限回数に係らず権利者に重大な不利益は与えていない。

## 2-3. 補償の必要性について(第3節関係)

### (3) 補償の必要性の有無

- (2)②の見解では、補償の必要性なし。
- (2)①の見解に立った上で、(1)の考え方を踏まえて整理すると次の通りである。

#### ア 経済的不利益に関する評価

- 購入した音楽CDからのプレイシフト目的の録音や、タイムシフト目的の録画については、(1)②の立場から権利者が被る経済的不利益が充分立証されていないとの指摘があったが、一人の利用者が行う私的な録音録画はさまざまな形態があり、全体としては権利者に経済的不利益が生じていることについておおむね共通理解が得られた。

#### イ 権利者の受忍限度と補償の必要性

- 経済的不利益があるとしても、それが権利者の受忍限度を超えなければ補償の必要性はあるとはいえないが、その基準を改めて定めるのは困難であり、平成4年の補償金制度導入時の実態等を総合的に評価して判断する必要がある。

### (4) 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案

- 著作権保護技術の内容や当該技術と契約の組み合わせ方法などのあり方次第では、補償が不要になる場合があることに大きな反対はないところであり、そうした場合、補償金制度も不要となることは当然である。
- 補償の必要性がなくなる試案として次のような整理が提案されている。

- ① 著作権保護技術の効果により私的録音録画の量が減少し、一定の水準を下回ったとき(私的録音録画が著作権保護技術によって厳しく制限されれば、権利者の不利益も少なくなるため)
- ② 著作権保護技術の内容について権利者の選択肢が広がり、コンテンツごとに関係権利者の総意として権利者側が選択権を行使できるようになり、そのような実態が普及したとき(権利者がその意思に基づき私的録音録画をコントロールできる場合には、その結果として生じた録音録画は権利者にとって不利益を生じさせないため)
- ③ 著作権保護技術と契約の組み合わせにより、利用者の便を損なうことなく個別徴収が可能となり、そのような実態が普及したとき(録音録画の対価を確保できる状況となるため)

## 2-4. 補償措置の方法について(第4節関係)

### (1) 補償金制度による対応

- 個々の利用者から個別に補償金を徴収することは困難であり、それに代わる2つの方法について検討。

① 録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計

② 録音源・録画源の提供という行為に着目した制度設計

- ②の制度は、
  - ・権利者の被る経済的不利益と機器等の普及に因果関係を認めてきた従来の考え方を改め、権利者の被る経済的不利益と録音源・録画源の提供に因果関係を認める考え方に変更することになり、私的録音録画問題の本質を根本から見直す必要が生じること
  - ・機器等を所有していない者からも事実上補償金を徴収することになることなど不合理性が目立つため、仮に補償金制度を導入するとすれば①の制度が適当とする意見が大勢であった。

### (2) 権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応

- 関係者は権利者と著作物等の提供者との契約によって解決する方策を追求すべきであり、その結果、第30条を改正して補償金制度を廃止したり、場合によっては第30条の適用範囲を縮小することができるという意見があった。
- 民間同士の契約関係に全面的に委ねるこの方法は、このような契約が実現できるか疑わしいことなどから、課題が多いとされた。

## 2-5. 補償金制度のあり方について(仮に補償の必要性があるとした場合)(第5節関係)

### (1) 補償金対象機器・記録媒体の範囲の見直し

#### ① 基本的考え方

- 現在の補償金制度では、主たる用途が私的録音録画である分離型のデジタル録音録画機器・記録媒体が対象。  
(例) MD、CD-R利用機器及び記録媒体(以上録音)、D-VHS、DVD-R利用機器及び記録媒体(以上録画)
- しかし、現在では、記録媒体を内蔵したポータブル録音録画機器やパソコン等のような非対象機器等を使用して行う新たなデジタル録音録画の実態が一般化しており、利用実態などを踏まえ、対象機器・記録媒体の範囲を適切に見直す必要あり。

#### ② 見直しの要点

- 対象機器等の範囲の考え方は次のように分かれており、意見の一致に至っていない。
  - ア 著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象にすべきであるという考え方
  - イ 現行法の考え方(私的録音録画の可能性が高い機器等を対象とする)を原則として維持すべきであるとする考え方
- 上記の点を踏まえ、議論の結果、記録媒体内蔵型録音録画機器(例 ハードディスクドライブ内蔵型録画機器、携帯用オーディオレコーダー)については、対象に追加すべきとする意見が大勢であったものの、汎用的な機能を有する機器(例 パソコン、携帯電話)等については意見が一致しなかった。

## 2-5. 補償金制度のあり方について(仮に補償の必要性があった場合)(第5節関係)

### (2) 対象機器・記録媒体の決定方法の見直し

- 現行の政令指定方式の問題点を踏まえ、機器等の多機能化が進む現状の中で紛らわしい機器に柔軟に対応できる仕組みが必要と考えられること、利害関係者の意見が反映されるような仕組みが必要なことから、「法令で定める基準に照らして、公的な『評価機関』の審議を経て、文化庁長官が定める」こととする見直し方策が提案され、基本的方向性はおおむね了承された。

### (3) 補償金支払義務者の見直し

- 現行制度では、録音録画機器・記録媒体の利用者が支払義務者、録音録画機器・記録媒体のメーカーは支払協力義務者となっているが、諸外国のようにメーカーを支払義務者にすべきとする意見も強く、意見の一致をみていない。

### (4) 補償金の額の決定方法の見直し

- 現行法制定時と異なり、著作権保護技術により録音録画が一定の制限を受ける場合があることを踏まえ、著作権保護技術の影響度を補償金額に反映できるようにすべきであることに異論はなかった。
- 契約に基づく私的録音録画や、プレイスシフト、タイムシフトなどの要素も反映すべきことにおおむね異論はなかった。

### (5) その他の点の見直し

- 補償金管理団体の見直し（補償金を徴収・分配する補償金管理団体を録音分野と録画分野で一つに統合）
- 権利者全体の利益のための共通目的事業のあり方を見直し（透明性の確保、情報公開等）
- 消費者に対する補償金制度の広報のあり方を見直し（認知度の向上、理解促進等） 等

## 参考1. 私的録音録画の現状について(第2章関係)

### (1) 私的録音の現状について((社)私的録音補償金管理協会等の調査資料より)

- デジタル録音機器の家庭保有率は上昇傾向。(平成9年で約27.9%、平成13年で約62.4%、平成17年で約87.8%)
- デジタル録音行為は年々一般化している。(最近1年間におけるデジタル録音経験割合は、平成9年度で約24.7%、平成13年度で約39.6%、平成17年度で約45.5%、平成18年で約88.4%)
- デジタル録音経験者のうち、1週間に1回以上録音した人は約28.6%、1ヶ月間に1回ぐらいの人は約30.4%。(平成18年)
- デジタル録音経験者があげるデジタル録音の利点としては、「軽い、小さいなど扱いやすいから」(約67.5%)、「音質が劣化しないから」(約60.9%)、「曲の並べ替えや消去が自在だから」(約59.8%)が上位。(平成18年)
- デジタル録音経験者のデジタル録音の理由は、「市販のCDや録音済み記録媒体を買うよりも安くすむから」「ヘッドホンタイプのプレーヤーやカーステレオで聴くため」「好きな音楽を抜出、編集したディスク等を自分で作って聴くため」が上位で推移。
- デジタル録音経験者のデジタル録音源は、「レンタルショップから借りたCD」「自分や家族が持っている市販CD・MD・テープ」「友人・知人から借りた市販CD・MD・テープ」が上位で推移。
- パソコンやポータブルオーディオの利用等により、デジタル録音量は拡大していると考えられる。  
(パソコンを用いて録音を行ったことがある人の最近1年間の平均的な録音量は211.6曲、MDは94.9曲。平成18年)

### (2) 私的録画の現状について((社)私的録画補償金管理協会等の調査資料より)

- 平成18年のデジタル録画機器の家庭保有率は約27%(テレビチューナー付パソコンを除くと約23.9%)。
- 最もよく録画・ダビングするメディアとして、VHSをあげた人は約54.6%、DVDレコーダーやテレビ内蔵のハードディスクドライブは約17.8%、DVDは約6.7%、パソコンのハードディスクドライブは約6.2%。(平成17年)
- デジタル録画経験者のうち、1週間に1回程度以上デジタル録画を行った人は80%超、ほとんど毎日行った人は約32.0%。
- デジタル録画経験者のデジタル録画の理由としては、「見たい番組の放映時間に、外出していたり、手が離せない場合に、後で見るため」(約94.5%)、「興味ある番組やその一部を保存するため」(約81.9%)、「同じ時間帯に複数のチャンネルで見たい番組が重なった場合に、見られなかった番組を後で見るため」(約79.9%)が上位(平成18年)。
- デジタル録画機器を所有したことで録画頻度が増えた人は約65%、減った人は約15.8%と、デジタル化により全体の録画回数は増えていると考えられる。
- デジタル録画機器を所有したことで録画頻度が増えた人の理由としては、「デジタル録画機器は媒体の交換が不要でたくさん録画できるから」(約68.4%)、「デジタル録画機器は録画の設定が簡単だから」(約66.6%)が上位。

# 参考2. 補償金制度の現状について(第3章関係)

## (1) 対象機器・記録媒体の範囲

- 機器
 

デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器であって政令で定めるもの(業務用の特別機能として録音録画機能が付いているもの、録音録画機能が附属的なものを除く)
- 記録媒体
 

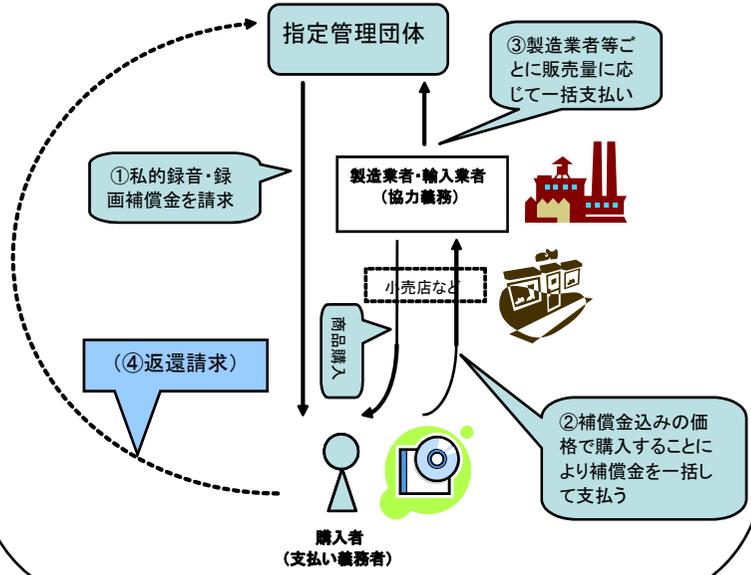
当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるもの

録音	機器	DAT (デジタル・オーディオ・テープ) レコーダー
		DCC (デジタル・コンパクト・カセット) レコーダー
		MD (ミニ・ディスク) レコーダー
		CD-R (コンパクト・ディスク・レコーダブル) 方式CDレコーダー
録画	機器	DVCR (デジタル・ビデオ・カセット・レコーダー)
		D-VHS (データ・ビデオ・ホーム・システム)
		MVDISC (マルチメディア・ビデオ・ディスク) レコーダー
		DVD-RW (デジタル・バーサタイル・ディスク・リライダブル) 方式DVDレコーダー
録音	記録媒体	上記の機器に用いられるテープ、ディスク
		上記の機器に用いられるテープ、ディスク
		上記の機器に用いられるテープ、ディスク
		上記の機器に用いられるテープ、ディスク

## (2) 補償金支払の仕組み

- 録音録画を行う者が補償金支払義務者
 

⇒メーカー等が補償金徴収に際し協力



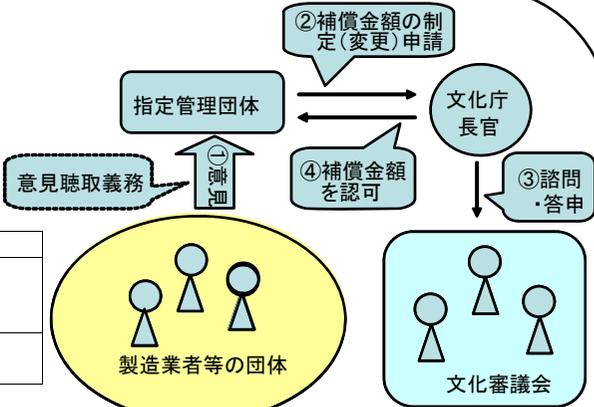
## (3) その他の仕組み

- 補償金額の決定方法
 

⇒ 右図
- 実際の補償金額
 

⇒ 下表

	特定機器	特定記録媒体
録音	基準価格*の2% 上限:シングルデッキ 1000円 ダブルデッキ 1500円	基準価格*の3%
録画	基準価格*の1% 上限:1000円	基準価格*の1%



- 指定管理団体制度
 

⇒ 権利者に代わり補償金を受ける権利を行使する団体  
(録音:(社)私的録音補償金管理協会(sarah)、録画:(社)私的録画補償金管理協会(SARVH))
- 共通目的事業
 

⇒ 徴収された補償金は原則権利者に分配されるが、私的な録音録画の実態は完全に把握できないため、補償金総額のうち20%は権利者全体の利益のための事業(共通目的事業)に支出する。  
(①著作権及び著作権隣接権の保護に関する事業、②著作物の創作の振興及び普及に資する事業)

## 参考3. 著作権保護技術とビジネスの現状(第4章関係)

### (1) 著作権保護技術の種類と特徴

#### ① フラグ検出型

基本的に暗号化されていないコンテンツに複製制御フラグを付加し、複製機器が当該信号を検出して反応(例 音楽CDのSCMS(Serial Copy Management System))

#### ② 暗号技術利用型

コンテンツを暗号化し、そのままでは視聴可能な状態で複製等を不可能にした上で、復号に必要な鍵等がライセンスされた機器により一定の制限を加えつつ再生、出力、復号(例 DVDのCSS(Content Scramble System))

### (2) 音楽及び映像ビジネスの現状

#### ① パッケージビジネス

- 流通している音楽パッケージのほとんどはCD。現在はコピーコントロールCDは発売されていない。暗号技術利用型のスーパーオーディオCD、DVDオーディオは現在のところあまり普及しているとは言えない。
- 販売用映像ソフトはDVDが主流。レンタル用映像ソフトもDVDが中心になりつつあるが、旧作映画は現在でもビデオカセットが用いられている。

#### ② 配信ビジネス

- 主要な音楽配信ビジネスでは、何らかの暗号技術利用型の著作権保護技術を採用。現在、約1500事業者により、様々な配信デバイス、課金方法、著作権保護技術などのサービスが存在。
- 映像配信では、セットトップボックスを介するTV視聴や、一部パソコン視聴の場合では、暗号技術利用型の著作権保護技術を採用。モバイル機器視聴の場合、選択した機器のみ再生可能であるものがほとんど。

#### ③ 地上デジタル放送

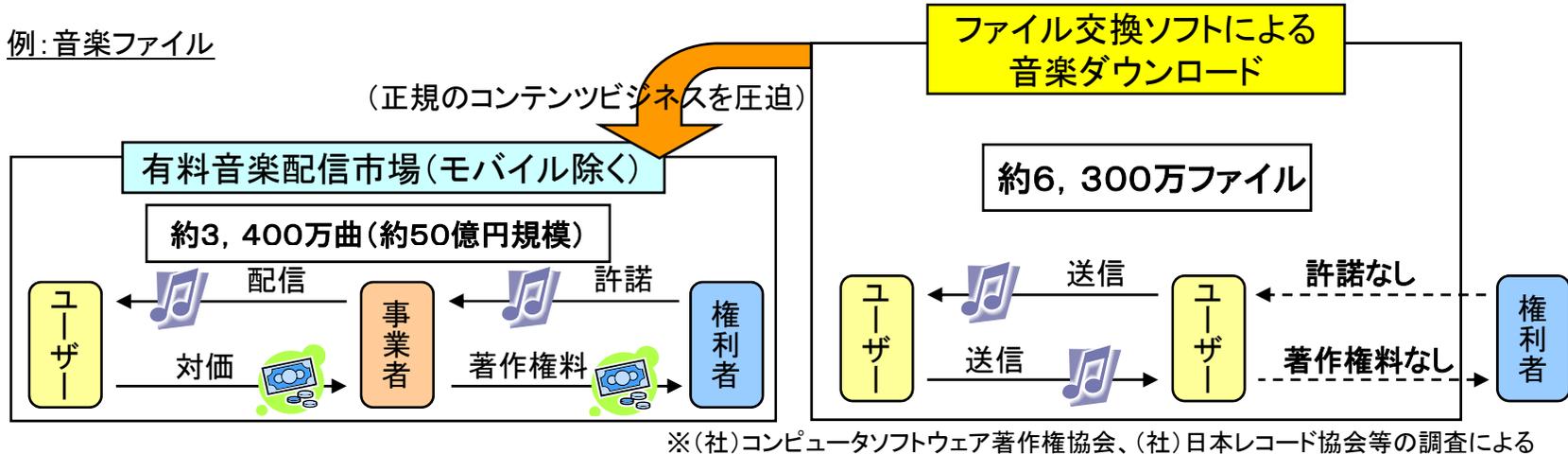
- 地上デジタル放送では、いわゆる「コピーワンス」ルールが適用されている。
- 総務省情報通信審議会第4次中間答申(平成19年8月)において、COG(Copy One Generation、1世代のみコピー可)+9回までコピー可(10回目のコピーはムーブ(移動)のみ)とする緩和策が提言された。

## 参考4. 違法サイトからの私的録音録画の現状について(第5章関係)

### (1) ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について

- 平成18年に実施した調査では、ファイル交換ソフト利用経験者数は厳正に推定して約250万人。

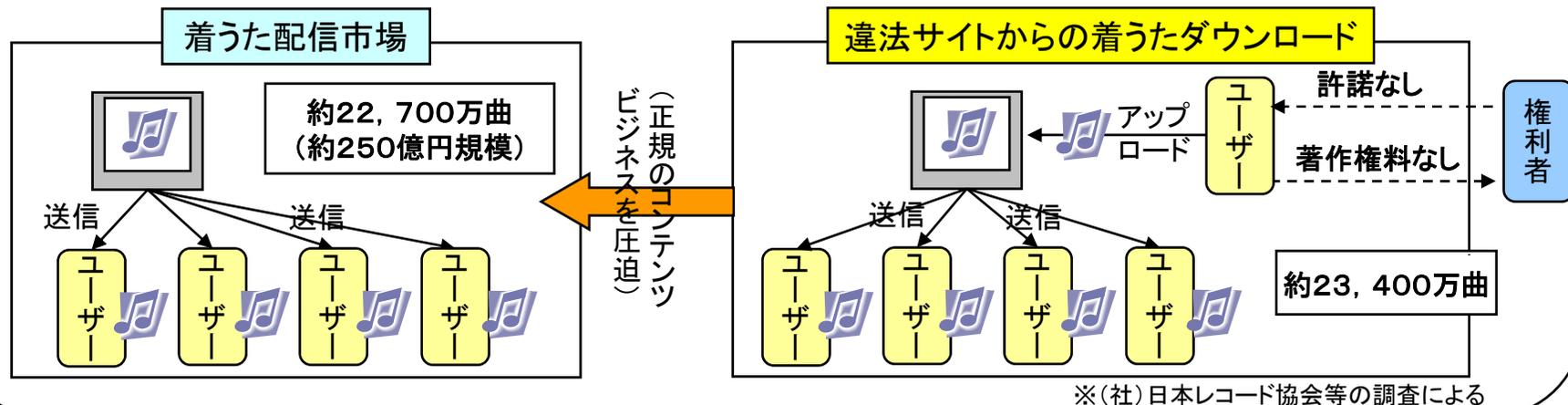
例: 音楽ファイル



### (2) 違法な携帯電話向け音楽配信(着うた／着うたフル)からの私的録音の現状について

- 平成18年に実施した調査では、違法にアップロードされた音楽を無料でダウンロードできる携帯電話サイト(違法サイト)の認知率は約74%、利用率は約35.5%。若年層ほど利用率が高い。

例: 着うた



参考5. 外国における私的複製の取扱いと補償金制度の現状について(第6章関係)

	ドイツ	フランス	アメリカ合衆国	イギリス
私的複製の取扱い	私的複製は認められるが、「明らかに違法に作成された著作物からの私的複製」(2003年改正)は違法。(現在国会審議中の著作権法改正案では、インターネット上のものも同様である旨明確化。)	私的複製は認められるが、「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない」(2006年改正)という但書により違法なソースからの私的複製などは違法。	公正使用(fair use)規定により、放送番組のタイムシフト録画は合法(1984年最高裁判決)。なお、ファイル交換ソフトを利用した著作物のダウンロードは公正使用に該当せず、違法とする判例あり(2001年連邦控訴裁判決)。	娯楽目的のために行われる私的録音録画は、放送番組等のタイムシフト録画を除き違法。
補償金制度の概要	1. 導入時期及び対象行為	1965年 録音及び録画	1985年 録音及び録画	1992年 録音
	2. 対象機器等の範囲	デジタル・アナログの録音・録画機器(一体型含む)及び記録媒体 ※ドイツ特許庁がパソコンを補償金の対象とすることを決定	デジタル・アナログの記録媒体(一体型機器に内蔵されたフラッシュメモリ又はハードディスク、外付けのメモリーカードを含む) ※パソコンは対象とされていない	DAT、DCC、MDのデジタル録音機器・記録媒体
	3. 支払義務者	製造業者・輸入業者 販売業者も連帯して責任を負う	製造業者・輸入業者	製造業者・輸入業者
	4. 徴収額(2005年)※	約1億4,700万ユーロ (約205億8,000万円)	約1億5,500万ユーロ (約217億円)	約1,433千ドル (約1億6,900万円)
	5. 著作権保護技術の補償金への反映方法	特になし。 ※改正案では、額の決定にあたりDRMの程度を考慮すべきとしている。	額の決定にあたり著作権保護技術を考慮することとされている。	なし

※徴収額の欄の日本円については、2005年末時点のレートで邦貨換算している。